雫石町監査委員告示第４号

先に地方自治法第 199 号第１項及び第４項の規定に基づき報告した、令和８年度定期監査（期末監査）結果に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第 14 項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

令和８年 10 月９日

雫石町監査委員　小　田　純　治
同　　階　　研　太

雫総第 0810001 号
令和８年 10 月５日

雫石町代表監査委員　小 田　純 治　　様

雫石町長　　猿 子　恵 久

令和８年度定期監査（期末監査）の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

◆共通事項

（１）施行伺いに積算根拠が添付されていないのが散見された。参考見積書または設計書を添付されたい。

[措置方針]

今後、施行伺いの際は積算根拠を明確にし、参考見積書または設計書を添付する。

◆個別事項

（１）総務課

[指摘事項]

・庁舎付属棟雨樋修繕

契約規則第 19 条ただし書きの規定を適用し１者随契としているが、１者随契にするには相当の理由が必要である。競争性・有利性を担保するため、当該規則に従い２者以上から見積書を徴収すべきである。

[措置方針]

今後は、契約規則第 19 条ただし書きの規定を適用した１者随契を安易に選択することなく、２者以上からの見積徴収を基本として契約事務を進める。

（２）観光商工課

［指摘事項］

・ゆるゆるデイキャンプフェア開催業務委託

委託業務の完了時に提出された実績報告書について、開催日が異なるにもかかわらず同じ写真を使用していた。さらに１月開催のイベントの写真についても夏に実施した写真を使用していた。今後、この業務委託だけではなく、その他の業務委託においても、完了報告をする際、誠意をもった実績報告書等の作成をするよう指導されたい。

［措置方針］

今後の業務委託においては、完了検査において報告書を十分に精査し、必要に応じて受託事業者を指導するよう努める。

（３）生涯文化スポーツ課

［意見］

アーチェリー初心者への体験会を開催し、アーチェリー競技に触れてもらう場を定期的に設けている。令和７年度はアーチェリークラブが設立し、いわて雫石アーチェリーセンターの利用者数は年々増加している。天候に左右されない屋内射撃場という強みもあり、施設を広く周知し、積極的に大会及び合宿誘致に取り組み、スポーツと観光の連携を強化されたい。また、今後も町民へのアーチェリーの普及に努められたい。

［措置方針］

全国規模の大会でのPR活動やSNS等を通じた情報発信を行い、施設や立地の特長を誘致活動において積極的に発信するとともに、利用者のニーズを踏まえ観光分野との連携強化を図る。

また、今後においても、体験の機会を積極的に促進し、継続的にアーチェリーの普及に努める。

（４）福祉課

［意見］

・雫石町生活困窮者等相談支援事業委託料

本監査において、相談受付簿等が紙ベース及びエクセルで台帳を管理していることを確認した。相談記録は手書きのノートにまとめられ、エクセルに手転記作業している。作業時間も増大しており、事務の負担が大きいことや過去の相談履歴などの管理も困難である。今後も生活困窮者等の相談支援は必要であり、支援や対応の遅れ、漏れを防ぐためにも相談受付業務におけるシステム導入を検討されたい。

［措置方針］

委託先においてもシステム導入の有効性や必要性を認識していることから、来年度当初予算要求に向け協議検討を行う。